平成３０年（フ）第１２６９号
東京都大田区池上５丁目23－６－103
破産者　永見　知子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３４３号
東京都新宿区富久町16－９－1101　成田方
破産者　大勝軒十五夜こと　畔上　和久
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３７４号
東京都足立区大谷田５丁目31－７－201
破産者　高萩　尚吾
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４１０号
東京都三鷹市新川６丁目18－14－406
破産者　山本　純子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４１９号
東京都荒川区南千住７丁目31－３－518
破産者　松田　博彦
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４２４号
東京都世田谷区砧４丁目18－14　ジュネスＫ103
破産者　西山慶治郎
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４３５号
東京都中野区鷺宮６丁目11－５－101
破産者　中村　義信
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４３６号
東京都中野区鷺宮６丁目11－５－101
破産者　中村さよ子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４６８号
埼玉県さいたま市緑区大字大門2738－１　エルセリート浦和美園Ｂ棟
破産者　小松原貴之
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４６９号
埼玉県さいたま市緑区大字大門2738－１　エルセリート浦和美園Ｂ棟
破産者　小松原真奈美
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９号
静岡県沼津市下香貫清水2094番地の２
破産者　有限会社阿武野工業
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
北海道函館市元町14番４号
破産者　有限会社クリフサイド
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２５号
青森県黒石市大字内町32番地３
破産者　株式会社タナカスポーツ
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第８３３号
仙台市青葉区一番町３丁目３番26号高留ビル地下１階
破産者　株式会社ＩＳＩＳ　ＦＡＭＩＬＩＡＲ
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
茨城県北茨城市中郷町粟野538番地の１
破産者　トヨタフーヅ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第８１号
茨城県北茨城市大津町北町２丁目１番地の５
破産者　株式会社大山商事
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第２３号
群馬県前橋市荒口町327番地の１
破産者　有限会社イサム商会
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７２号
埼玉県久喜市本町５丁目15番18号
破産者　クライムホームリアライズ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７６９号
千葉県松戸市常盤平１丁目19番地の６　カーサ常盤平102号
破産者　尾方　道子
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第５２号
千葉県流山市江戸川台西３丁目31番地の１　エステート江戸川台９－307
破産者　大脇　誠一
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第６２号
千葉県松戸市小金２番地　ピコティ北小金西館1005号
破産者　小野村健一
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５１２１号
東京都世田谷区上北沢４丁目16番11号
破産者　株式会社ＹＯＺＡＮ
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部